

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考														
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="197 746 743 1007"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> <tr> <td>テニュアトラック推進機構</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニュアトラック推進機構	(新設)	<p>第1条～第5条 省略 (現行どおり)</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1039 746 1585 1007"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> <tr> <td>テニュアトラック推進機構</td> </tr> <tr> <td>研究戦略センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7条～第27条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニュアトラック推進機構	研究戦略センター	
組織及び施設の名称																
女性未来育成機構																
アグロイノベーション高度人材養成センター																
環境リーダー育成センター																
イノベーション推進機構																
テニュアトラック推進機構																
(新設)																
組織及び施設の名称																
女性未来育成機構																
アグロイノベーション高度人材養成センター																
環境リーダー育成センター																
イノベーション推進機構																
テニュアトラック推進機構																
研究戦略センター																

附 則 (23経教 規則第17号)

この規則は、平成23年11月7日から施行する。